

2021年度の主な税制改正について

2021年度の税制改正は、新型コロナウイルス感染症の拡大が経済や暮らしをむしばむ状況の中で取りまとめられました。

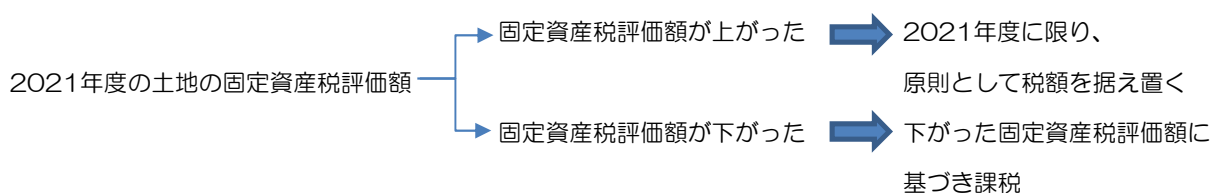
打撃を受けている企業や個人の負担を、税制面から少しでも軽減するとともに、ポストコロナの時代に向けて経済や社会の変革を促すことに重点が置かれています。

今回は、改正された主な内容についてご紹介いたします。

④ すべての土地を対象とした固定資産税の課税標準額・税額の据え置き

土地の固定資産税は、3年毎に評価額が見直されます。

2021年度からの3年間は、地価が上昇傾向にあった2020年1月の地価公示に基づいて課税されることとなっていました。2021年度に限り負担軽減措置が取られることになりました。対象となる土地は、商業地や住宅地、農地など、すべての土地となります。



④ 住宅ローン減税が3年長く適用される特例措置を延長

住宅ローン減税が3年長く適用される特例措置について、入居期限を2022年12月末まで延長されることとなりました。

項目	改正内容
通常より3年長く適用される特例措置	入居期限を2022年12月末まで延長
対象物件の床面積	50㎡ → 40㎡以上
世帯合計所得による制限	新対象の40㎡以上50㎡未満は3,000万円以下 → 1,000万円以下

④ 退職所得課税の適正化

社員の退職に係る課税対象となる退職所得金額の算定式は次の通りとなります。

$$(\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得金額} \rightarrow \text{税額計算へ}$$

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

勤続年数は1年未満の期間は切り上げる。（例）20年8ヶ月 → 21年

外資系企業など一部の企業では、給与を少なくする一方で退職金を多くし、社員の税負担を軽減するケースが見受けられ、制度本来の趣旨にそぐわない節税策として問題視されていました。

そのため、勤続年数5年以下かつ役員等でない者の退職金（以下「短期退職手当等」という。）については、短期退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分について2分の1課税が廃止されることとなりました。

勤続年数	従業員		役員等
	退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額：300万円以下の部分	退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額：300万円超の部分	—
5年以下	2分の1課税適用あり	2分の1課税適用なし	2分の1課税適用なし
5年超		2分の1課税適用あり	2分の1課税適用あり

適用時期：2022年以後の所得税について適用されます。

押印義務の見直し

- ⑥ 行政コストの削減や新型コロナウイルス感染症による拡大防止等の観点から、税務手続きの負担軽減及び対面手続きの省略が求められている中で、納税者等の押印が必要とされていた税務関係書類について、一部押印が不要とされました。

項目	押印が不要となる主なもの	押印が存続する主なもの
存続・廃止の理由	認印で可とされていたため不要	実印と印鑑証明書の提出を求められていたため存続
税務関係の書類名	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書・修正申告書・更正の請求書 給与所得者の扶養控除等申告書 給与所得者の保険料控除申告書 国税・地方税の各申請書・届出書など 	<ul style="list-style-type: none"> 遺産分割協議書 所有権移転登記承諾書 抵当権設定登記承諾書など

適用時期：2021年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。